

港区企業連携推進方針

1 方針策定の背景

区はこれまで、契約や災害協定以外の形態で特定の企業と連携して事業を行うことについて、特定の企業の利益を誘導することがないよう配慮する必要があるなどの課題があることから、その手法や企業からの連携の申し出に対応する窓口が明確ではありませんでした。

一方、近年、幅広いジャンルの多種多様な企業が集積する港区ならではの恵まれた地の利を生かし、エリアマネジメント、学校を地域で支える学校支援ボランティアとしての協力、がん患者の支援など様々な分野で企業と連携した質の高い事業を創出しています。

そこで、区は、今年度4月に官民連携の新たな力を区民サービスの更なる向上に生かすことのできる円滑な体制を確実に確保するため、企業連携の窓口として企業連携推進担当を設置し、体制を整備しました。

企業が持つ知識・経験、専門性、ノウハウを活用する企業連携は、区政に新たな気づきと刺激を与えるとともに、地域の絆を強め、波及効果の高い事業の実施につながっています。

東京2020大会を間近に控えた今、企業も新たな価値の向上を目指し、社会貢献事業の充実を図るCSV（価値の共有）、CSR（社会貢献）の気運が高まっています。この企業理念の転換期の気運を確実に捉え、企業の持つ発想力、ネットワーク、高い技術力から生まれた付加価値を連携により質の高い区民サービスにつなげ、活力あるまちづくりを推進する好機です。

今後も続く人口増加に対応し、行政サービスの充実や、多様化・複雑化する区民のニーズに迅速かつ的確に対応した都心にふさわしい地域自治を実現するため、「行政」、「区民」、「民間」及び「全国各地域との連携」の「四つの力」の一つである「民間」の力を最大限引き出す企業連携を全庁を挙げて一層推進するため、ルールを定めた方針をまとめる必要があります。

2 企業連携の目指すべき姿

区と企業が共に地域を支え、地域の発展を目指すため、互いの強みを生かし、企業の柔軟な発想や新たな着眼点を持った魅力あふれる事業の創出を活発に行い、地域社会の更なる発展につなげます。

3 本方針の対象となる事業

区と企業が連携して地域社会の発展に資する効果的な事業

※災害協定に基づく連携については、災害時という特例時かつ大規模・広域的災害の備えとしての連携であることから、本方針の対象外とします。ただし、企業連携推進担当で連携状況を適宜調査、情報集約をします。

4 方針

- (1) あらゆる分野において、企業からの提案をオープンマインドで聞きます
地域課題の解決を目的とした企業からの提案を広く聞き、企業にとっては新たな企業価値の向上、区にとっては区民サービスの向上など、双方にとってメリットのある提案については、事業創出に向けて連携して検討します。
- (2) 地域社会の発展につながる効果的な事業を創出します
区と企業双方のもつ人的資源や物的資源を有効に活用し、効率的に効果の高い事業を創出します。
- (3) 企業の力を区民や全国の様々な分野での連携につなげます
企業の力を地域や全国各地につなぎ、連携の輪を広げることで、共に支え合う社会づくりを目指します。

5 主な連携パターン

- (1) 事業の共同主催
区と企業がそれぞれ事業の企画段階から運営に至るまでアイデアを持ち寄り、効果的な事業を共同で創出します。ただし、費用負担が生じる場合は、連携事業審査会を設置し、事業化の可否を審査するものとします。
(実施例：港区政70周年記念事業、新橋S L広場に設置した大型デジタルサイネージ、がん治療に伴う外見変化の悩みをサポートする事業、六本木アートナイト 等)
- (2) 先端技術の実証実験
区は、事業現場として実験環境の提供を、企業は、最先端技術を提供し、実証実験を行います。ただし、システム等開発経費は企業の負担とします。
(実施例：AIを活用した各種サービスの実証実験、プログラミング教育講座、IP電話の活用 等)
- (3) その他効果的な連携
上記のパターンのほか、地域社会の発展に資する効果的な提案については、積極的に連携を図ります。

6 効果的な連携に向けて

- (1) 窓口の明確化
気軽に事業提案に関する相談を受ける区の企業向け相談窓口を明確化し、庁内各部門の連携を積極的に支援し推進します。窓口となる企業連携推進担当は、窓口・相談機能、情報収集・発信機能、調整機能を備えます。ただし、各部門において本方針に基づき独自に行う企業連携については、状況を共有し、必要に応じた支援を行うものとします。
- (2) 企業との地域課題の共有等
企業から効果的な提案を呼び込むために、企業に対し、あらゆる機会を通して地域の課題を発信し、共有します。
また、地域の財産である企業の情報収集を積極的に行い、全庁で情報を共有します。

(3) 協定の締結

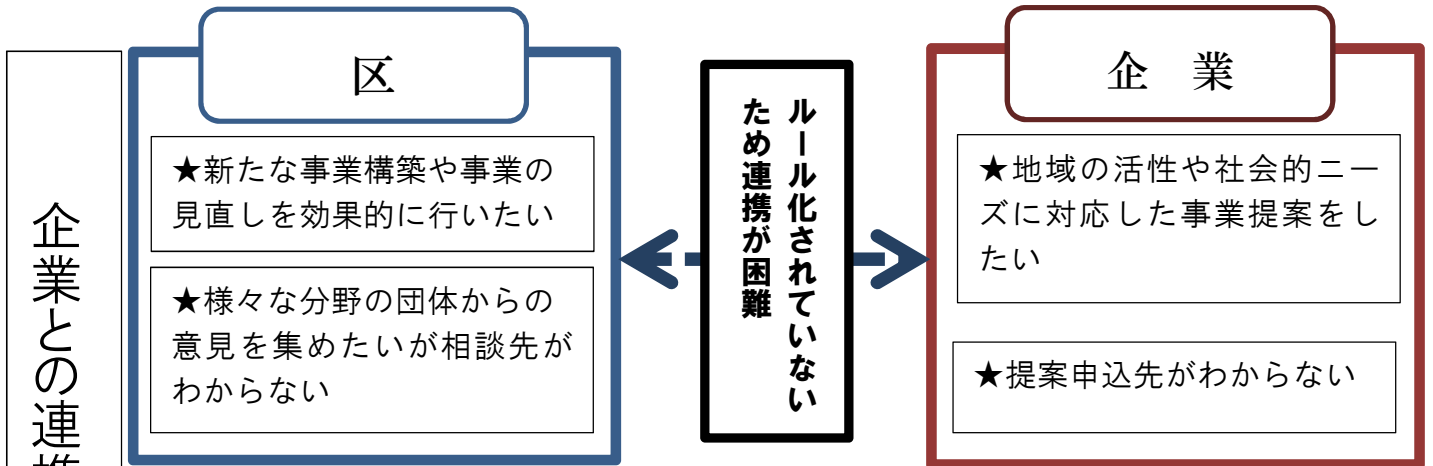
企業連携は、協定締結によるものとし、次のポイントを踏まえた内容とします。ただし、軽易な取組や、金銭、補償関係が生じない事業で、区と企業双方の合意が得られた場合は、協定によらず連携を行うことができるものとしします。

- ① 連携内容を明確にし、具体的な連携に速やかに取り組むことができる内容とします。
- ② 協定期間は原則として最長2年間とします。
- ③ 協定期間は自動更新とせず、必ず双方協議の上、改めて協定を締結するものとしします。
顔の見える協定関係を心がけ、時節を捉えた実のある連携とします。

(4) 全体調整

- ① 協定様式及び協定手順の提供
- ② 企業との連携による事業等の実施状況の把握
- ③ 協定締結後のフォロー

港区の企業連携



効果的な連携に向けた方針の策定

柔軟な発想及び新たな着眼点を持った魅力あふれる事業の創出

波及効果の高い事業の実現に確実につなげる

